ニ　建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が五千万円以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

二　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　延べ面積が七百五十平方メートル以上であること。

ロ　建築物整備事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の当該建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合が百分の三十以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

ハ　建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が二千五百万円以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

第十二条の二第四項第一号中「、第十条の五の四第五項及び第六項」を削り、「及び第三項並びに」を「、第三項及び第五項並びに」に改め、同条第八項中「、第十条の五の三第一項並びに第十条の五の四第五項及び第六項」を「並びに第十条の五の三第一項」に改める。

第十三条第二項第四号中「、漁船法」を「又は漁船法」に改め、「又は建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表に掲げる船舶」を削り、同項第五号を削り、同項第六号中「、同条に規定する二輪の小型自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されているもの」を「又は」に改め、「、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車のうち同法第九十七条の三第一項の規定により車両番号の指定を受けているもの又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十二条第三号に規定する小型特殊自動車若しくは同条第一号に規定する原動機付自転車のうち同法第四百四十二条の二第一項の規定の適用を受けるもの」を削り、同号を同項第五号とする。

第十三条の二第二項第一号中「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削る。

第十三条の三第五項中「第三十五条第一項」を「第三十五条第二項第一号」に改める。

第十四条第六項中「土地等」を「土地又は土地の上に存する権利」に改め、同条第七項中「装置」の下に「で事業の用に供するもの」を加え、同条第十八項中「第三十五条第一項」を「第三十五条第二項第一号」に改める。

第十五条第三項中「居住者」の下に「又は個人」を加え、同条第四項中「受ける居住者」の下に「又は個人」を加え、「の居住者」を「又は第四項の居住者又は個人」に改め、同条第五項中「居住者」の下に「又は個人」を加え、同条第六項中「受ける居住者」の下に「又は個人」を加え、「の居住者」を「又は第四項の居住者又は個人」に改める。

第十五条の二中「居住者」を「個人」に改める。

第十七条の二第一項中「次に掲げる要件のいずれかを満たすこと」を「第一号に掲げる要件（同表の第一号の第四欄に規定する建築物整備事業（第一号ハ及び第五項において「建築物整備事業」という。）のうち地域の活力の再生及び地域住民の生活の利便性の確保に資する事業として財務省令で定める事業の用に供する建物及びその附属設備にあっては、第二号に掲げる要件）」に改め、同項各号を次のように改める。

一　建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　延べ面積が千五百平方メートル以上であること。

ロ　地上階数が三以上であり、かつ、避難の用に供することができる屋上広場が設けられていること。

ハ　建築物整備事業を施行する土地の区域（以下この項において「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。次号ロにおいて同じ。）の用に供される土地の面積の当該建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合が百分の三十以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

ニ　建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が五千万円以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

二　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　延べ面積が七百五十平方メートル以上であること。

ロ　建築物整備事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の当該建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合が百分の三十以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

ハ　建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が二千五百万円以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

第十七条の二第二項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第十八条第四号中「、漁船法」を「又は漁船法」に改め、「又は建設機械抵当法施行令別表に掲げる船舶」を削り、同条第五号を削り、同条第六号中「、同条に規定する二輪の小型自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されているもの」を「又は」に改め、「、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車のうち同法第九十七条の三第一項の規定により車両番号の指定を受けているもの、地方税法第四百四十二条第三号に規定する小型特殊自動車若しくは同条第一号に規定する原動機付自転車のうち同法第四百四十二条の二第一項の規定の適用を受けるもの又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する車両のうち同項に規定する確認（同条第二項に規定する確認を含む。）を受けたもの」を削り、同号を同条第五号とする。

第十八条の三第二項を削り、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十八条の三第一項に規定する政令で定める法人は、同項の指定があった日を含む事業年度終了の時において租税特別措置法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当する法人（法第十八条の三第一項の指定があった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があった日を含む連結事業年度終了の時において租税特別措置法第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人（連結親法人である同項第五号に規定する農業協同組合等を含む。）に該当する法人）とする。

第十八条の三第三項を削り、同条第四項中「おける法人税法施行令」の下に「、法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号。以下この項において「昭和四十二年法人税法施行令改正令」という。）」を加え、同項の表法人税法施行令第百四十二条の二第四項の項の次に次のように加える。

昭和四十二年法人税法施行令改正令附則第五条第二項	の規定を	並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十八条の三第一項（再投資等準備金）の規定を

第十八条の三第四項の表租税特別措置法施行令第三十五条第二項の項中「規定を」の下に「適用しないで」を加え、同条第四項を同条第三項とする。

第十九条第二項、第二十二項及び第二十八項中「同表の」の下に「第一号の下欄の口又は」を加え、同条第四十項の表租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第四項第二号の項及び租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第六項第一号の項を削り、同表租税特別措置法施行令第三十九条の九第一項第二号の項中「震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）」に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の二十八第二号の項中「第三十九条の二十八第二号」を「第三十九条の二十八第二項第二号」に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の二十八第三号の項中「第三十九条の二十八第三号」を「第三十九条の二